

平成28年

寒河江市農業委員会第9回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第9回総会

日 時 平成28年9月26日(月) 午前9時00分  
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
7番 土屋喜久夫	8番 菊地弘美	9番 石山邦一
10番 大泉邦彦	11番 眞木早百合	12番 相原 稔
13番 小野義和	14番 佐藤義広	15番 奥山眞治
16番 菅井孝一	17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美
19番 渡辺 宏	20番 木村三紀	

事務局

事務局 長 原田真司	局長補佐 佐藤利美
総務係 長 高子英晴	農地係 長 村上千尋
農地係 主事 国井茂伸	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第41号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第42号 事業計画変更申請書の審議について
- (3) 議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第44号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第45号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前9時16分

木村議長 ただいまより寒河江市農業委員会第9回総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

それでは、まず総会の成立についてでありますけれども、本日の出席者は総委員数20名中、出席委員20名で、在任委員全員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですけれども、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、8番・菊地弘美委員、9番・石山邦一委員にお願いします。

次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

事務局（農地係長） はい、議長。

総会の資料をめぐっていただいて、2ページから報告事項になっております。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について、何かご質問はありますか。

(「なし」の声あり)

木村議長

ないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「なし」の声あり)

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

議第41号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第42号「事業計画変更申請書の審議について」

(3) 議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第44号「非農地証明願の審議について」

(5) 議第45号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第41号から議第45号まで一括で上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理人、よろしくお願ひします。渡辺委員。

渡辺委員

19番、渡辺です。

それでは、去る9月16日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として、事業計画変更及び農地法第5条案件2件、非農地証明願案件1件を実施し、審査いたしました。

議第42号「事業計画変更申請書の審議について」、順位3番及び議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位40番、柴橋地区の太陽光発電設備への転用案件であります。現地は山の斜面に位置する農地で、既に太陽光発電装置が設置されております。以前、3条

と5条で営農型の太陽光発電設備設置ということで許可を受けた土地でありましたが、現地調査でも営農には向かないと話し合わせ、5条転用でやむを得ないと判断しました。

次に、5条、順位42番、寒河江地区の宅地分譲用敷地への転用案件になります。現地は都市計画区域内の用途地域となっており、住宅に囲まれた水田でありました。計画どおりであれば特に問題はないと判断しました。

次に、議第44号「非農地証明願の審議について」、順位11番、寒河江地区の案件であります。申請地は、栄町の石山鉄工所の十字路のところですか。昭和50年に転用許可を受けており、現地は宅地として利用されておりました。証明を出すことに特に異議はございませんでした。

その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたします。事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、55分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時55分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第41号「農地法第3条の規定による許可処分

について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井孝一委員、お願いします。

菅井委員

はい、議長。16番、菅井です。

議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをお開きください。

(議案書順位38番朗読)

この案件に関しまして、9月15日に菊地ひとみ委員と現地を確認してまいりました。この■■■■さんはもともと幸生に住んでおり、清水山に樹園地を持っており、このたび、すぐ近くのこの土地を求めて規模拡大を図るということで、何ら問題はないと思われまます。地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位39番朗読)

この案件に関しまして、9月15日に佐藤義広委員と現地を確認をしてまいりました。この件に関しましては、有限会社ビー・エム・エフが経営規模の拡大で耕作するというので、何ら問題はないと思われまます。地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位40番朗読)

この案件に関しまして、9月15日に影沢委員と現地を確認してまいりました。現在、譲渡人の■■■■さんは施設に入っており耕作できないため、■■■■さんが譲り受けて耕作すると

のことで、何ら問題はないと思われます。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、柴橋地区、石山邦一委員、お願いします。

石山委員

はい、議長。

(議案書順位 37 番朗読)

■■■■■さんは認定農家でありまして、家族協定を結んで頑張っておられるところであります。■■■■■さんとは縁戚関係にありまして、大変遠方で耕作できないということでの申請であります。この場所は、平塩バイパス、国道の高台にありまして、現地を15日に奥山委員と確認してまいりました。草が刈られてきれいに管理されて、何ら問題はないと見たところであります。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。4番、猪倉です。

(議案書順位 36 番朗読)

これにつきまして、9月14日、影沢委員と現地を確認してまいりました。ちょうどそのとき、■■■■■さんのご両親夫妻がおりまして、この場所は減反扱いとなっておりまして、ツルムラサキのパイプハウスが2棟、その端にわずかな、330平

米という■■■■さんの土地がありました。そこを■■■■さんが所有したいということで、■■■■さんに話しかけたところ、■■■■さんのほうは、機械もないし家から遠いということで、譲り渡してもいいという話をしまして、話を進めてまいりました。これにつきまして、地区審査においても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）

順位36番から順位40番は、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、それでは採決します。

議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）



木村議長 全員賛成ですので、議第41号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第42号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。  
柴橋地区、石山邦一委員、お願いします。

石山議員 事業計画変更申請書の審議について、議第42号であります。7ページをお開きください。

(議案書順位3番朗読)

事前審査会で皆さんと一緒に現地を確認しましたところ、やはりアスファルトのガラなんかが見受けられまして、計画変更もやむを得ないのではないかということの結論に至りました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上、報告になります。

木村議長 ご苦労さまでした。  
続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、議長。  
順位3番は、営農型太陽光発電設備を設置するとして許可を受けていたものの、設備下部の営農を断念し、通常太陽光発電設備設置のみに変更ししだい増設するという計画であります。現地は山の斜面に位置する小規模な農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、既に設置してある発電設備であり、移動することも考えられな

いので、許可相当と判断します。なお、続いて5条での審議をお願いします。また、農地転用許可ほか、基準調査書に基づく調査の結果でも不適な事項はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第42号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第42号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井孝一委員、お願いします。

菅井委員

はい、議長。16番、菅井です。

議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、9ページをお開きください。

(議案書順位41番朗読)

この件に関しまして、9月15日に黒田委員と現地の確認をしてまいりました。現地はちょうど園芸試験場から入っていったところで、以前から住宅の建築を望んでいたのですが、やっと適地が見つかり資金の目途もついたため、この土地を購入して住宅を建築するとのこととあります。周辺は住宅が立ち並んでいて、周辺に与える影響もないと思われまます。また、地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位42番朗読)

この件に関しまして、9月16日に事前審査会のメンバーで現地を確認してまいりました。現地はちょうど寒河江工業のグラウンドと道路を挟んですぐ向かい側でありまして、周辺は住宅に囲まれており、周辺に与える影響はないと思われまます。また、全区画ゼロエネルギーという住宅を提案しているとのことでした。この件に関しても、地区審査で異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、柴橋地区、石山邦一委員、お願いします。

石山委員

はい、議長。

(議案書順位40番朗読)

当該地は、平塩バイパス、国道の南側、高台に位置しており、16日に事前審査会で見てきたところとあります。先ほどの議第42号で事業計画の変更の許可をいただいた残り、

分筆された部分についてであります。事前審査会でもやむを得ない、そして地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）

順位40番は、太陽光発電設備設置の転用となっております。現地は山の斜面に位置する小規模な農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、先ほども申しましたとおり既に設置してある設備であり、許可相当と考えます。

順位41番は、住宅建築用敷地への転用となっております。申請地は住宅等が立ち並びつつある場所にある小規模な農地で、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、申請人は他に住宅を建築する土地もなく、許可相当と考えます。

順位42番は、宅地分譲用敷地14区画への転用となっております。農地区分は都市計画区域内の用途地域の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。また、農地転用一般許可基準書に基づく調査の結果でも、全ての案件において不適な事項はありませんでした。なお、順位42番は30アールを超えるため、この総会で許可相当となった場合、農業会議の常設審議委員会に諮問し、その後、県へ農業会議の意見を付し、意見を送付することを申し添えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

佐藤委員

14番、佐藤義広です。

案件については何らないんですけれども、最初の平塩の斜面にアスファルトのガラが混入した経緯というのは、どういうことなんですか。例えば、産業廃棄物法違反とかそういうものには当たらないんでしょうか。ちょっとその辺、気になったもので。

木村議長

その辺、事務局、どうですか。

事務局（農地係長）

そこまで確認しておりませんでしたので、次の総会のごときにご回答差し上げたいと思います。

木村議長

それでよろしいですか、佐藤委員。

佐藤委員

はい、わかりました。

木村議長

では、10月の総会までに今の件について調査をお願いします。

その他、意見はございませんか。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長 次に、議第44号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江地区、菅井孝一委員、お願いします。

菅井委員 はい、議長。16番、菅井です。

議第44号「非農地証明願の審議について」、11ページをお開きください。

(議案書順位11番朗読)

この件につきまして、9月16日に事前審査会のメンバーで現地を確認してまいりました。現地は石山鉄工所のちょうど信号の角でありまして、このたび非農地証明を申請すること、何の問題もないと思います。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、事務局から補足説明があればお願いします。

(「特にありません」の声あり)

木村議長 ないようですので、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は

挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第44号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第44号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第45号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

まず初めに、柴橋地区、石山邦一委員。

石山委員

9番、石山です。

14ページをごらんください。

(議案書朗読)

譲受人は認定農家でありまして、家族協定を結び、頑張っておられます。この土地は平塩の国道北側にありまして、■■■■氏の経営する牛舎の並びということでもあります。地区審査でも異議ありませんでした。

次に、集計表をごらんください。16ページ。

(議案書朗読)

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、白岩地区、眞木早百合委員、お願いします。

眞木委員

はい、議長。11番、眞木です。

農地中間管理事業案件についてです。

(議案書朗読)

いずれも農業振興地域内にあり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

集計表をごらんください。

(議案書朗読)

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地係長)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。



(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第45号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第45号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程されました議案について全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分

平成28年9月26日

第9回総会 議長.....

議事録署名委員 8番委員.....

議事録署名委員 9番委員.....